

I センターの概要

1. 設置目的

市民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項に規定する施設として設置。

消費者啓発・消費生活相談・情報の収集と提供・消費者の自主活動の支援等、総合的な消費者施策を実施。

(1) 名 称

伊丹市立消費生活センター

(2) 所 在 地

伊丹市宮ノ前2丁目2番2号 伊丹商工プラザ1階

TEL：072-772-0261（事務）

072-775-1298（相談専用）

FAX：072-775-3811

(3) 利用時間

〈開館時間〉 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

〈相談時間〉 月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時15分

〈休日〉 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）



消費生活センター
(伊丹商工プラザ1階)

2. 沿革

昭和47年 4月	消費生活センターの設置および管理に関する条例の制定 市民福祉部 消費生活センター（消費生活係）
昭和48年 1月	消費生活センター 社会経済会館内に開所
昭和49年 4月	組織改正により経済労働部に変更 消費生活センター（消費生活係）
昭和55年 4月	組織改正により生活文化部に変更 消費生活センター（消費生活対策係）
昭和61年 6月	文化会館内へ移転（社会経済会館の廃止による）
平成 2年 4月	組織改正により市民文化部 女性・青少年課 消費生活センター
平成 6年 4月	組織改正により生活環境部 生活創造課 消費生活センター
平成 7年12月	労働福祉会館内へ移転（伊丹市立文化会館の改築による）
平成11年 5月	中央3丁目3番9号へ移転（労働福祉会館の改築による）
平成12年 4月	組織改正によりみどり環境部 生活創造課 消費生活センター
平成13年 4月	組織改正によりみどり環境部 消費生活センター 市民福祉部 市民課 中央分室業務が消費生活センターに移管 伊丹商工プラザ（宮ノ前2丁目2番2号）へ移転 愛称：くらしのプラザ
平成18年 4月	組織改正により市民部 消費生活センター
平成21年12月	消費生活センターの設置および管理に関する条例を消費生活センター条例に改正
平成23年 4月	組織改正により市民自治部 まちづくり室 消費生活センター
令和 4年 4月	組織改正により市民自治部 市民サービス室 消費生活センター

3. 組 織（令和6年4月1日現在）

市民自治部市民サービス室消費生活センター

所長1名、事務職員3名

消費生活相談員6名

市民課分室業務担当職員6名

4. 事業と経費

(1) 消費者啓発事業 (2, 267千円)

○消費生活講座の実施

- ・くらしの講座
- ・まちづくり出前講座
- ・中学校への出前講座
- ・ライフステージ別消費者トラブル防止講座
- ・小学生向け消費者トラブル防止講座

等

○情報の収集と提供

- ・市広報紙「広報伊丹」にコラム掲載
- ・コープこうべの宅配夕食に高齢者向け啓発チラシを添付
- ・メールマガジンの配信
- ・市立小学校、特別支援学校の5年生へ啓発リーフレットを配付
- ・訪問販売お断りステッカーの配付
- ・市内転入者へ啓発リーフレット等を配付
- ・神戸新聞への記事掲載
- ・ホームページによる啓発
- ・デジタルサイネージによる啓発
- ・ケーブルテレビでの啓発
- ・消費生活情報コーナーを活用した啓発
- ・啓発パンフレット等の作成

等

(2) 消費生活相談事業 (19, 579千円)

○消費生活相談員による相談受付・苦情の処理のあっせん

(3) 消費者団体活動支援事業 (289千円)

○伊丹消費者協会の活動支援

(4) 消費生活センターの管理運営 (12, 609千円)

合 計 34, 744千円

Ⅱ 事業概要

1. 消費者啓発事業

(1) 消費生活講座等の実施

①講座、講演会

開催回数： 5回

受講者数：92人

	開催日	内容	講師	参加者数
1	令和5年 5月20日	消費者月間記念講演会 「スマホやネットに潜むキケン ～仕組みを知って被害を防ごう」 (月間統一テーマ「デジタルで快適、消費 生活術～デジタル社会の進展と消費者 の暮らし」)	県人権啓発アドバイザー 篠原 嘉一氏	29人
2	令和5年 8月5日	小学生向けお金の講座 「おかねミーティング1(高学年)」	株式会社マネイク ファイナンシャルプランナー 西岡 奈美氏 竹内 香織里氏	小学生10人 幼児 2人 保護者 6人
3	令和5年 8月19日	小学生向けお金の講座 「おかねミーティング2(低学年)」		小学生14人 幼児 1人 保護者11人
4	令和5年 8月26日	休日消費生活講座 「かしこい商品選択～表示に惑わされ ないために」 (地方消費者行政強化交付金推進事業)	公正取引委員会近畿中国 四国事務所 取引課	6人
5	令和5年 11月18日	休日消費生活講座 「やってみよう！フリマアプリ」 (地方消費者行政強化交付金推進事業)	ファイナンシャルプランナー 西岡 奈美氏 竹内 香織里氏	13人



おかねミーティング



フリマアプリってなあに？

②まちづくり出前講座

消費生活相談員が講師として赴き、「うまい話には気をつけましょう」をテーマに、最近の相談事例を紹介し、消費者被害の未然防止のため、講演。

開催回数： 4回

受講者数：408人

	対象	受講者数(人)
1	民生児童委員定例会	250
2	かるかもの会	35
3	杉の子	16
4	おひとり様ミーティング	107

③中学校等への出前講座

消費生活相談員が赴き、「契約」や「成年年齢の引き下げ」等について解説。ワークを用いた、参加型の講座を実施。

開催回数： 4回

受講者数：128人

対象		受講者数(人)
笹原中学校3年生	4クラス	128



出前講座



中学校の出前講座

④ライフステージ別消費者トラブル防止講座

ライフステージに合わせた内容の講座を実施。

すごろくや替え歌等を取り入れ、悪質業者の手口や対処法を学ぶ、参加型の講座。（地方消費者行政強化交付金推進事業）

開催回数： 9回

受講者数：205人

委託先：NPO法人C・キッズ・ネットワーク（消費者教育推進団体）



悪質業者に強くなる講座

	対象	メニュー	受講者数(人)
1	梅ノ木ことぶき会	だまされないインターネット・スマホ	9
2	伊丹市育児ファミリー・サポート・センター	成長と共に「危ない！」は変わる	15
3	神津福祉センター	悪質業者に強くなる講座	30
4	伊丹小学校区民生委員	だまされないインターネット・スマホ	32
5	Dクラブあかずきんちゃん	悪質業者に強くなる講座	15
6	伊丹市育児ファミリー・サポート・センター	成長と共に「危ない！」は変わる	14
7	党員会	悪質業者に強くなる講座	45
8	松ヶ丘自治会	悪質業者に強くなる講座	20
9	ICCC	だまされないインターネット・スマホ	25

⑤小学生向け消費者トラブル防止講座

夏休み期間を利用し、児童くらぶを対象に講座を実施。（地方消費者行政強化交付金推進事業）

開催回数： 4回

受講者数：140人

委託先：NPO法人C・キッズ・ネットワーク（消費者教育推進団

	対象者	メニュー	受講者数(人)
1	瑞穂児童くらぶ	金銭教育	35
2	瑞穂児童くらぶ	金銭教育	35
3	瑞穂児童くらぶ	SDGs	35
4	瑞穂児童くらぶ	SDGs	35



児童くらぶでの講座

⑥他課との連携

高齢者等の被害の未然防止のため、他課と連携し、高齢者関連のイベントや会議等へのチラシ配付や啓発を実施。

開催回数： 7回

受講者数：182人

	対象	担当課	受講者数(人)
1	いきいき健康大学	介護保険課	35
2	老人クラブ連合会理事会	地域高年・福祉課	40
3	アルビス寺本なでしこ(サロン)	介護保険課	20
4	17小学校区自治協議会福祉部連絡会	地域高年・福祉課	17
5	民生児童委員役員会	地域高年・福祉課	15
6	寺本サロン	介護保険課	20
7	民生児童委員役員会	地域高年・福祉課	35

(2) 情報の収集と提供

①市広報紙「広報伊丹」にコラム掲載

相談の多い事例を「消費生活Q&A」と題して市広報紙に掲載。

掲載号	内容
令和5年 4月15日号	成年年齢が引き下げから1年。契約は慎重に！
6月15日号	偽サイトに注意！被害増加中
8月15日号	エステ店と連絡がとれない！全部受けていないのに！
10月15日号	令和4年度消費生活センターの相談状況
12月15日号	未成年のゲーム課金
令和6年 2月15日号	開かない、タップしない、入力しない

②コープこうべの宅配夕食に高齢者向け啓発チラシを添付

高齢者が安心して消費生活を営めるよう支援することを目的として、伊丹市、尼崎市、宝塚市と生活協同組合コープこうべが連携。高齢消費者の被害防止に係る啓発活動に取り組むため、平成25年3月21日に協定を締結。

平成25年4月より、コープこうべが実施している夕食用の弁当宅配サービス「まいくる」に、月1回、啓発チラシを添付。令和5年度は4,360枚（3,107世帯）配布。

年度	配布枚数	延べ世帯数
平成25年度	1,775枚	1,350世帯
平成26年度	1,930枚	1,385世帯
平成27年度	2,590枚	1,710世帯
平成28年度	2,694枚	2,069世帯
平成29年度	2,983枚	2,402世帯
平成30年度	3,199枚	2,364世帯
平成31年度	3,487枚	2,702世帯
令和2年度	3,754枚	2,836世帯
令和3年度	3,841枚	2,935世帯
令和4年度	4,007枚	3,092世帯
令和5年度	4,048枚	3,107世帯
のべ枚数・世帯	34,308枚	25,952世帯



啓発ちらし付宅配夕食弁当

③メールマガジンの配信

平成25年7月より「伊丹市消費生活情報メールマガジン」の配信を開始。

令和5年度は28回、延べ46,140人に配信。

年度	号数	延べ配信人数
平成25年度	1～32号	4,529人
平成26年度	33～65号	12,541人
平成27年度	66～97号	17,182人
平成28年度	98～131号	25,111人
平成29年度	132～166号	30,892人
平成30年度	167～196号	33,156人
平成31年度	197～223号	34,707人
令和2年度	224～249号	49,457人
令和3年度	250～281号	56,032人
令和4年度	282～315号	56,925人
令和5年度	316～343号	46,140人

④市内の小学5年生へ啓発リーフレットの配付

令和5年7月 市立17小学校、特別支援学校に通う、小学5年生に「小学生のみなさんへ スマホを使うときはこんなことに注意しよう!」を配付。

スマホを使うときは
こんなことに注意しよう!



⑤訪問販売お断りステッカーの配付

令和元年7月から、市まちづくり推進課に加え、市民課支所分室、人権啓発センターに配置し、希望者に配付。



訪問販売お断りステッカー

⑥市内転入者へ啓発リーフレット等を配付

平成26年9月から、市内転入者へ消費生活センター案内リーフレット、訪問販売お断りステッカー、啓発冊子を配付。

⑦神戸新聞への記事掲載

神戸新聞社が神戸新聞朝刊に月2回掲載している「消費者トラブルQ&A」に記事を提供。

掲載記事：災害に便乗した保険金申請サポートに注意

掲載日：令和5年9月27日

⑧ホームページによる啓発

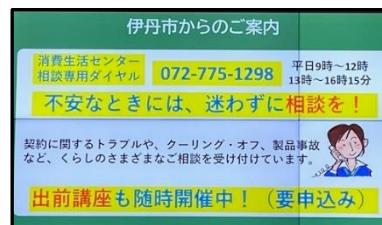
消費者トラブルの事例や消費者関連法律等を取り上げた消費者啓発情報のほか、戸籍の謄抄本、住民票の写し等の発行や、市税等の収納を行う市民サービスコーナーについて情報提供。



消費生活センターHP

⑨デジタルサイネージによる啓発

市役所新庁舎内のデジタルサイネージにより、「消費生活センター 消費生活相談のご案内」を掲示。



⑩ケーブルテレビによる啓発

令和5年5月1日～14日放映「伊丹だより」
消費生活相談員が出演。消費者トラブル事例の紹介や、消費生活センターの案内。

⑪水道週間ポスター展

令和5年6月1日～7日、ことば蔵1階交流フロア
啓発チラシ「こんな手口に気をつけて!」を配架。
ポスター展終了後は、上下水道局庁舎内に、同チラシを配架。



⑫消費生活情報コーナーを活用した啓発

消費者トラブル事例やイベント情報等の掲示、消費生活に関する様々なリーフレットの配置等、タイムリーな情報を自由に入手できる消費生活情報コーナーを常設。



消費生活情報コーナー

⑬啓発パンフレット等の作成

啓発パンフレット等を作成し啓発に活用。

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 覚えておきたいクーリング・オフ | 5,000部 |
| (2) 気をつけて！悪質商法・詐欺のこんな手口 | 5,000部 |
| (3) ネット通販トラブルにご用心！ | 3,000部 |
| (4) アクティブシニアのスマホトラブル防止ガイド | 3,000部 |
| (5) アクティブシニアトラブル回避術！ | 1,000部 |

